

令和8年度
(2026年度)

東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金

申請の手引き



申請期間 令和8年6月1日(月)～令和9年3月1日(月)

※申請期限は、申請状況により変更となる可能性があります。

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL: 06-4309-3198

FAX: 06-4309-3829

MAIL: kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

 **デコ活**
くらしの中のエコろがけ

目 次

○補助金を申請される方へ	1
1 趣旨	1
2 注意事項	1
○東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金について	2
1 補助対象者	2
2 補助対象事業	2
3 補助金交付の流れ	3
4 補助対象経費など	4
5 申請期間	4
6 申請方法	4
7 交付申請に係る提出書類.....	5
8 補助金の交付決定	8
9 事業内容の変更または中止（工事着手前申請の場合のみ）	8
10 実績報告（工事着手前申請を行った場合のみ）	9
11 補助金の額の確定（工事着手前申請を行った場合のみ）	10
12 補助金の交付請求.....	10
13 補助金活用の表示.....	10
14 市への協力.....	10
15 管理及び処分の制限.....	10
16 交付決定の取消及び補助金の返還	11
17 よくある質問.....	11

○補助金を申請される方へ

1 趣旨

東大阪市では、市内において事業者用太陽光発電設備（以下「対象設備」という。）の導入を促進することにより、産業部門及び民生業務部門における地球温暖化防止を推進するため、対象設備の設置費用の一部を補助しています。

2 注意事項

- (1) 本補助金は設置工事着手前に申請する場合と設置完了後に申請する場合で補助金交付の流れや必要書類が異なります。
- (2) 設置工事着手前に申請する場合は、原則、工事着手の 30 日前までに申請、交付決定後に工事着手してください。
- (3) 申請にあたっては補助金交付要綱をご覧ください、補助対象要件や提出書類等を確認してください。
- (4) 補助金の申請は、原則、東大阪市電子申請システムにて申請してください。電子申請システムでの申請が難しい場合はご相談ください。

○東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金について

1 補助対象者

補助対象者は、次のすべての要件を満たしている者としてします。

No.	要件
①	以下のいずれかに該当するものであること。 A) 市内に所在する工場、店舗、事務所等（以下「事業所等」という。）に対象設備を設置する法人又は個人事業主 B) A) の事業者を需要家とする PPA 事業者 C) A) の事業者と発電設備に係るリース契約等を締結するリース事業者
②	工事着手前申請の場合：対象設備の設置完了後 30 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日（金）のいずれか早い日までに実績報告をすること。 設置完了後申請の場合：設置完了日が令和 8 年 3 月 1 日（日）以降であること。
③	補助金申請時において、市税を滞納していないこと。
④	補助対象者が個人事業主の場合はその個人事業主とその他経営に実質的に関与している者、法人の場合は役員、支店、営業所とその他経営に実質的に関与している者が暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）のいずれにも該当しないこと。 ※暴力団等に該当するかについては調査する場合があります。
⑤	過去に対象設備の設置に係る市の補助金の交付を受けていないこと。
⑥	「東大阪市再生可能エネルギー等促進事業補助金」の申請をしていないこと。

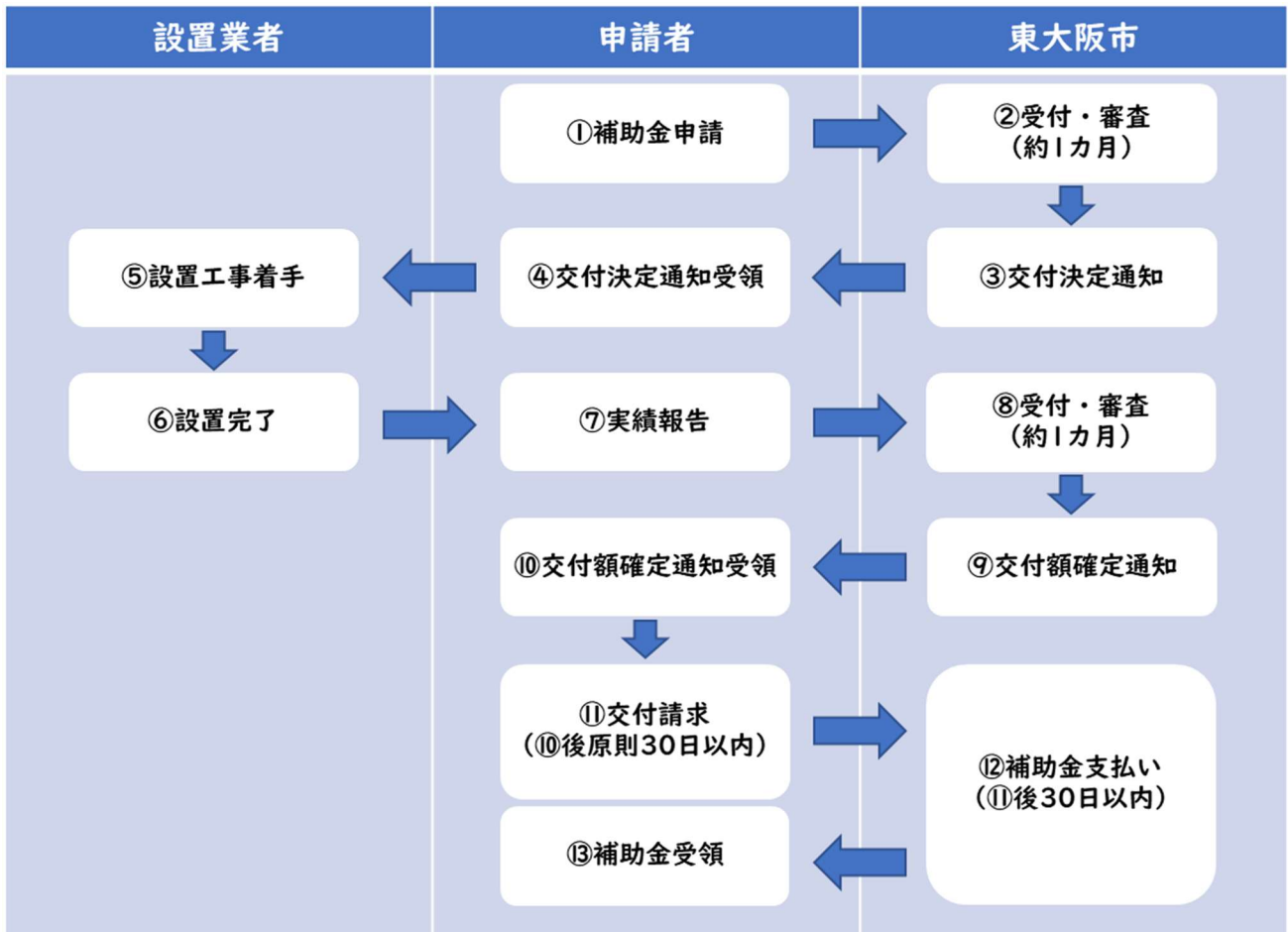
2 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げる対象設備を市内事業所等に設置する事業としてします。

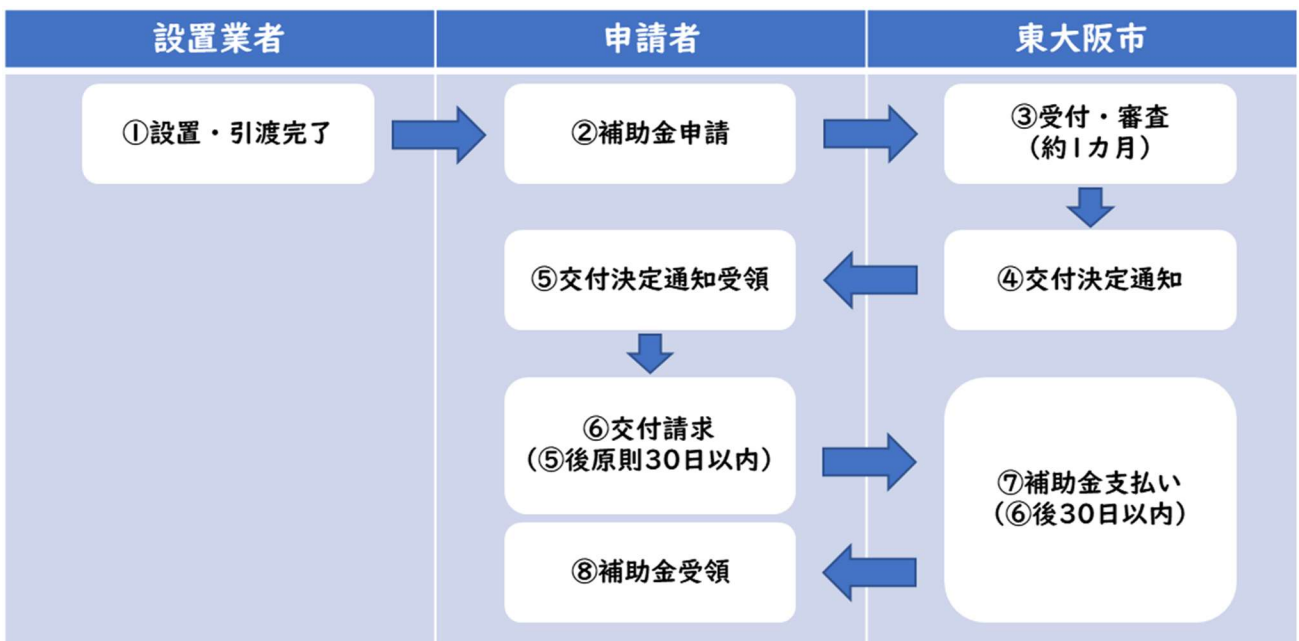
No.	対象設備要件
①	未使用品であること。
②	発電した電気が事業所等として使用する部分で消費されていること（全量買取は対象外）。
③	補助対象者が購入し、所有するものであり、自ら対象設備の仕入れ、設置工事を行っていないこと。ただし、PPA・リースの場合を除く。
④	<p><u>PPA の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> PPA 事業者が補助金が交付された上で補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。また、控除されること及び対象設備を設置完了後 6 年間（以下、「処分制限期間」という。）満了まで継続使用できる措置等を証明できる書類を具備すること。 <p><u>リースの場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> リース事業者が補助金が交付された上で補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース期間が処分制限期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続使用できることを担保すること。

3 補助金交付の流れ

(A) 工事着手前に申請する場合



(B) 設置完了後に申請する場合



4 補助対象経費など

補助対象経費、補助金額、件数及び予算額は次のとおりとします。

対象となる経費	対象とならない経費・収入
①本体・付属機器購入費 ②設置工事費 ③その他事業を行うために直接必要な経費	①消費税及び地方消費税 ②国や他の自治体の補助金、寄附金その他の収入 など

補助金額	件数	予算額
上限 200 万円 ・発電出力 (kW) × 2 万円 (100kW まで) ・補助対象経費の 2 分の 1 } いずれか 低い方の額	約 4 件	800 万円

※発電出力 (kW) は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの容量のいずれか低い方の値 (小数点第 2 位以下を切捨て) を採用します。

※補助金額は千円未満は切捨てです。

※予算額に達した時は、その時点で新たな申請は受け付けません。

5 申請期間

令和 8 年 6 月 1 日 (月) ~ 令和 9 年 3 月 1 日 (月)

※ (工事着手前申請の場合) 原則、工事着手予定日の 30 日前には申請してください。

※ (設置完了後申請の場合) 設置完了後、書類が揃い次第申請してください。

※申請期間については、申請状況や事務処理期間を考慮して変更することがあります。

※予算に達し次第終了します。

※1 事業所等につき、1 申請までとします。

6 申請方法

東大阪市電子申請システムにて申請してください。

(東大阪市電子申請システムで申請できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。)

工事着手前申請の場合



設置完了後申請の場合



7 交付申請に係る提出書類

交付申請にあたっては、以下の申請書類と添付書類を提出してください。

電子申請システムで申請される場合は、必要項目を入力すると自動で作成されるため、ダウンロードせずに申請いただけます。申請書類をダウンロードする場合は、[東大阪市ウェブサイト](#)からお願いします。

(A) 工事着手前に申請する場合

○申請書類

No.	申請書類
①	補助金交付申請書（様式第1号）
②	事業計画書（別紙1）
③	暴力団等の排除に関する誓約書兼暴力団等調査同意書（別紙2） ★
④	対象設備を設置する事業所等の所有者が申請者又は需要家以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙3）

★PPA・リースの場合は、需要家分も提出してください。

※別紙3は市ウェブサイトからダウンロードし、電子申請システム上で添付してください。

○添付書類

以下の書類をご準備いただき、電子申請システム上で添付してください。

No.	添付書類	対象
①	履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの） ★	法人
②	開業届の写し又は青色申告決算書の控えの写し ★	個人事業主
③	市税の滞納がない証明書（発行後3カ月以内） ★ ※市税の滞納がない証明書の提出がない場合は、交付決定までに1か月以上の審査期間を要することがあります。速やかな交付決定を希望する場合は、納税課の窓口（市役所本庁舎3階）にて直接・郵送にて取得のうえ提出してください。	共通
④	東大阪市税の納税状況等調査同意書（別紙5） ※補助対象者が自署したもの。 ※同意書に記載された個人情報および調査結果については、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金に関する業務のための審査以外には使用しません。 ※納税状況調査の結果、市税に滞納が無い旨の確認ができなかった場合、市税の滞納がない証明書の発行をお願いする場合があります。	共通 ※③を提出しない場合
⑤	対象設備の設置工事に係る契約書の写し	共通
⑥	対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳を確認できるもの）	共通
⑦	PPA 事業実施契約書又はリース契約書の写し （処分制限期間満了まで継続使用できる措置等を証明できること）	PPA・リース

⑧	PPA サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されることが分かる書類	PPA・リース
⑨	太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの容量が確認できる書類	共通
⑩	対象設備の配置等が確認できる図面	共通
⑪	対象設備の設置予定箇所を示すカラー写真	共通

★PPA・リースの場合は、需要家分も提出してください。

(B) 設置完了後に申請する場合

○申請書類

No.	申請書類
①	補助金交付申請書（様式第1号）
②	事業実績書（別紙4）
③	暴力団等の排除に関する誓約書兼暴力団等調査同意書（別紙2） ★
④	対象設備を設置した事業所等の所有者が申請者又は需要家以外に存在する場合は、その者の対象設備設置承諾書（別紙3）

★PPA・リースの場合は、需要家分も提出してください。

※別紙3は市ウェブサイトからダウンロードし、電子申請システム上で添付してください。

○添付書類

以下の書類をご準備いただき、電子申請システム上で添付してください。

No.	添付書類	対象
①	履歴事項全部証明書（発行後3カ月以内のもの） ★	法人
②	開業届の写し又は青色申告決算書の控えの写し ★	個人事業主
③	市税の滞納がない証明書（発行後3カ月以内） ★ ※市税の滞納がない証明書の提出がない場合は、交付決定までに1か月以上の審査期間を要することがあります。速やかな交付決定を希望する場合は、納税課の窓口（市役所本庁舎3階）にて直接・郵送にて取得のうえ提出してください。	共通
④	東大阪市税の納税状況等調査同意書（別紙5） ※補助対象者が自署したもの。 ※同意書に記載された個人情報および調査結果については、東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金に関する業務のための審査以外には使用しません。 ※納税状況調査の結果、市税に滞納が無い旨の確認ができなかった場合、市税の滞納がない証明書の発行をお願いする場合があります。	共通 ※③を提出しない場合
⑤	対象設備の設置工事に係る契約書の写し	共通
⑥	対象設備の設置に係る領収書の写し（レシート不可、内訳を確認できるもの）	共通

⑦	PPA 事業実施契約書又はリース契約書の写し (処分制限期間満了まで継続使用できる措置等を証明できること)	PPA・リース
⑧	PPA サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されることが分かる書類	PPA・リース
⑨	太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの保証書の写し	共通
⑩	設置した対象設備の太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの容量が確認できる書類 (保証書で確認できない場合のみ)	共通
⑪	対象設備の設置状況を示すカラー写真(太陽電池モジュール及び設置された事業所等の全体を確認できるもの)	共通
⑫	自家消費であることが確認できる書類の写し (経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (通知)」)	高圧又は特別高圧で電力受給契約をするもの
⑬	国や他の自治体の補助事業における補助金額が分かるもの	国・他の自治体の補助金を申請しているもの

★PPA・リースの場合は、需要家分も提出してください。

8 補助金の交付決定

申請内容を審査したうえで、工事着手前申請の場合は補助金の交付の可否、設置完了後申請の場合は交付の可否及び交付額を決定し、「補助金交付決定通知書（様式第 2 号）」又は「補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）」により通知します。

※交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付すことがありますので、当該内容により難しいときには、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して 10 日以内に「補助金交付申請取下書（様式第 4 号）」を提出することができます。

9 事業内容の変更または中止（工事着手前申請の場合のみ）

工事着手前申請を行った場合で、交付決定後に内容を変更又は中止しようとする場合は、「補助金変更・中止申請書（様式第 5 号）」に必要な書類を添付しご提出ください。

○変更申請書の提出が必要となる主な要件

要件
<ul style="list-style-type: none">・ 設置容量が変更となる場合。・ 国や他の地方自治体を実施する補助事業における補助金額が変更となる場合。 （新たに申請する場合も含む。）・ 工事請負契約が変更となる場合。

※上記以外にも変更申請が必要となる場合があります。

※変更にあたっては、既に交付決定通知書により通知した補助金交付決定金額より増額することはできません。

※申請確認後、内容を審査したうえで、その結果を補助金変更・中止申請結果通知書（様式第 6 号）により通知します。

10 実績報告（工事着手前申請を行った場合のみ）

対象設備の設置が完了した後、原則 30 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日（金）のいずれか早い日までに以下の申請書類と添付書類をご提出ください。※設置完了日は保証書の保証開始日とします。

○申請書類

電子申請システムで申請される場合は、必要項目を入力すると自動で作成されるため、ダウンロードせずに申請いただけます。

No.	申請書類
①	補助金実績報告書（様式第 7 号）
②	事業実績書（別紙 4）

○添付書類

以下の書類をご準備いただき、電子申請システム上で添付してください。

No.	添付書類	対象
①	対象設備の設置に係る領収書の写し（レシート不可、内訳を確認できるもの）	共通
②	対象設備の設置工事に係る契約書の写し（申請時又は変更申請時から変更があった場合のみ）	共通
③	PPA 事業実施契約書又はリース契約書の写し（処分制限期間満了まで継続使用できる措置等を証明できること） （申請時又は変更申請時から変更があった場合のみ）	PPA・リース
④	PPA サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されることが分かる書類（申請時又は変更申請時から変更があった場合のみ）	PPA・リース
⑤	太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの保証書の写し	共通
⑥	設置した対象設備の太陽電池モジュール及びパワーコンディショナーの容量が確認できる書類（保証書で確認できない場合のみ）	共通
⑦	対象設備の設置状況を示すカラー写真（太陽電池モジュール及び設置された事業所等の全体を確認できるもの）	共通
⑧	自家消費であることが確認できる書類の写し（経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」）	高圧又は特別高圧で電力受給契約をするもの
⑨	国や他の自治体の補助事業における補助金額が分かる書類	国・他の自治体の補助金を申請しているもの

11 補助金の額の確定（工事着手前申請を行った場合のみ）

実績報告内容を審査したうえで、交付する補助金の額を確定し、「補助金交付額確定通知書（様式第8号）」により通知します。

12 補助金の交付請求

(A) 工事着手前申請を行った場合

「補助金交付額確定通知書（様式第8号）」を受領した後、原則30日以内に「補助金交付請求書（様式第9号）」をご提出ください（様式や提出方法等については、交付額確定通知書と同時にご案内します）。

(B) 設置完了後申請を行った場合

「補助金交付決定通知書（様式第2号）」を受領した後、原則30日以内に「補助金交付請求書（様式第9号）」をご提出ください（様式や提出方法等については、補助金交付決定通知書と同時にご案内します）。

※請求書の提出が確認できなければ、補助金を交付することはできません。

13 補助金活用の表示

補助事業者（PPA又はリースにより導入した場合は、当該需要家）は、当該事業を活用して対象設備を設置した旨を、施設利用者等が確認できる場所に表示してください。

（例）太陽光発電設備設置付近（受付、出入口、社屋掲示板等）のプレート、ポスター、卓上POP等で、『この太陽光発電設備は、「東大阪市事業者用太陽光発電設備導入促進事業補助金」を受け設置しています。』などと表示する。

14 市への協力

市が実施する地球温暖化防止に関する取組へのご協力をお願いすることがあります。

15 管理及び処分の制限

対象設備の設置完了後6年以内に市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することはできません。

なお、やむを得ず期間内に処分する場合は、あらかじめ「財産処分承認申請書（様式第10号）」を市長に提出し、その承認を受けてください。

期限内に処分する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

16 交付決定の取消及び補助金の返還

虚偽、不正、暴力団等に該当、交付要綱等に違反等があった場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることがあります。

17 よくある質問

NO	質問事項	回答
1.	対象設備とはどういう定義ですか。	太陽光発電設備のことです。
2.	事業者とはどういう定義ですか。	法人又は個人事業主のことです。
3.	事業所等にはどのような建物が含まれますか。	工場や店舗、事務所、倉庫等の事業活動で使用される建物が含まれます。
4.	事業所等にマンションは含まれますか。	居住目的のマンションは含まれませんが、店舗や住宅が複合的に入居している商業ビル等であれば申請が可能です。
5.	東大阪市外に本社がある場合でも申請は可能ですか。	東大阪市外に本社がある場合であっても、東大阪市内に所在する工場や店舗、事務所等に対象設備を設置する場合は申請が可能です。
6.	全量売電の場合は補助対象ですか。	全量売電の場合は補助対象外となります。
7.	自家消費しなければならない電力量は決まっていますか。	決まっていません。全量売電でなければ構いません。
8.	営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）は補助対象ですか。	全量売電でない場合、補助対象となります。
9.	中古の設備を設置しましたが申請は可能ですか。	中古品は対象外です。
10.	PPA やリースは補助対象ですか。	東大阪市内に所在する事業所等に対象設備を設置する法人又は個人事業主を需要家とする場合は、補助対象となります。その際、補助金額相当分をサービス料金又はリース料金から控除する契約でなければなりません。
11.	PPA やリースの場合、補助金は需要家に交付されるのですか。	PPA 又はリース事業者に交付されます。ただし、補助金額相当分をサービス料金又はリース料金から控除される契約である必要があります。
12.	いつ申請すればいいですか。	<ul style="list-style-type: none">・ 工事着手前の申請の場合は、対象設備の設置工事に係る契約後、工事着手前に申請してください。（※原則、工事着手の 30 日前に申請）・ 設置完了後の申請の場合は、対象設備の設置・引渡し等の完了後、申請書類や添付書類がそろい次第申請してください。

		さい。
13.	令和8年3月31日(火)以前に対象設備の設置工事等に係る契約を行いました。申請は可能ですか。	設置完了日が令和8年3月1日(日)以降であるか、工事着手日が交付決定日以降となる事業計画であれば、申請は可能です。
14.	すでに設置工事に着手していますが、申請は可能ですか。	申請時において、既に設置工事に着手している場合は、設置工事が完了した後に申請してください。
15.	どうやって申請すればいいですか。	手引きのP.4「6 申請方法」をご確認ください。
16.	申請の対象となる期間はいつですか。	令和8年3月1日(日)以降に設置が完了した事業か、交付決定日以降に工事着手し、令和9年3月12日(金)までに設置を完了する事業が対象となります。
17.	先着順とありますが、もし受付終了となってしまった場合、次年度に申請することはできますか。	令和9年2月28日(土)までに設置を完了する事業は、令和8年度の申請対象のため、次年度以降に申請することはできません。
18.	太陽光の発電出力(kW)はどのようにして確認できますか。	太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの容量のいずれか低い値が、本補助金における発電出力となります。
19.	書類作成に法人の代表者や個人事業主の押印は必要ですか。	電子申請システムにて出力される書類は、押印は不要です。その他の書類については、代表者名を自署しない場合は、丸印の押印をお願いします。
20.	国や他の自治体から対象設備に対して補助金を受けていますが、本補助金の申請は可能ですか。	申請は可能ですが、国や他の自治体からの補助金額を市の補助金対象となる経費から除外してください。
21.	見積書・領収書の内訳が分かる書類とは何ですか。	販売業者が作成し、見積書・領収書と合計金額が一致したものをご用意ください。決まった様式はありません。
22.	新築の建築物を購入(予定)し、建築物全体の見積書・領収書はありませんが、対象設備単独の見積書・領収書が発行されません。どうしたらいいですか。	全体の見積書・領収書とあわせて、内訳が分かる書類を提出してください。
23.	別紙3の対象設備設置承諾書に承諾者の押印は必要ですか。	代表者名を自署する場合は、押印は不要です。また、必ず承諾者の方が書類の作成をお願いします。
24.	市税の滞納がない証明書は行政サービスセンターでも発行できますか。	行政サービスセンターでは発行できません。本庁舎3階納税課でのみ発行が可能です(郵送請求可)。 詳しくは、市ウェブサイトの納税証明書のページをご確認ください。

25.	過去に「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」を受けたことがあります。本補助金は申請できますか。	過去に本市補助金の交付を受けたことがある場合は、本補助金の申請はできません。
26.	「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」を受けたのですが、この補助金も申請できますか。	「東大阪市再生可能エネルギー等普及促進事業補助金」を申請した場合は、本補助金の申請はできません。
27.	交付決定後に、事業内容が変更となった場合はどうすればいいですか。	変更となる内容により、変更申請をしていただく必要があります。まずは、環境部環境企画課にお問い合わせください。
28.	交付決定後に、事業中止となった場合はどうすればいいですか。	中止申請が必要です。 まずは、環境部環境企画課にお問い合わせください。
29.	工事着手前の申請の場合、設置が完了したら、いつまでに実績報告をすればいいですか。	設置完了後、原則 30 日以内又は令和 9 年 3 月 12 日(金)のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。
30.	設置完了日はどの日付になりますか。	保証書の保証開始日です。
31.	太陽光発電設備の保証書を紛失したのですが、どうすればいいですか。	販売業者等に再発行を依頼していただくか、出荷証明書等の代替書類を提出してください。
32.	発電出力 50kW 以上（高圧または特別高圧）の場合、自家消費かどうかはどのようにして確認できますか。	経済産業省発行の「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」の配線方法の項目に「余剰」と記載があれば自家消費となります。（「全量」となっている場合は対象外）
33.	請求書の銀行口座名義は申請者でなくてもいいですか。	申請者名義の銀行口座をご記入ください。申請者以外の名義には振り込みできません。
34.	補助金の申請受付状況や申請受付終了について、どこで知ることができますか。	補助金の申請受付状況や申請受付終了については、随時東大阪市ウェブサイトでお知らせします。 https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035939.html